

# 区民委員会報告資料

令和元年 1 2 月 6 日

報告事項件名

- 1 戸籍住民課窓口等業務委託評価委員会の評価結果について . . . . . 2
- 2 住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価の再実施について . . . 5
- 3 国民健康保険業務等委託評価委員会の評価結果について . . . . . 6
- 4 オンライン資格確認に伴う特定個人情報保護評価の再実施について . . . 9
- 5 国保財政健全化計画の進捗について . . . . . 1 1
- 6 後期高齢者医療保険料率の改定「算定案」について . . . . . 1 2
- 7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について . . . . . 1 6
- 8 平成 3 0 年度東京都後期高齢者医療広域連合決算について . . . . . 2 0

(区 民 部)

件 名	戸籍住民課窓口等業務委託評価委員会の評価結果について																																																								
所管部課名	区民部戸籍住民課																																																								
内 容	<p>戸籍住民課窓口等業務委託について、評価委員会を開催したので下記のとおり結果を報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 結果</p> <p>(1) 評価項目ごとの委員評価平均点</p> <div data-bbox="284 568 1455 1099" style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>評価項目ごとの委員評価平均点</caption> <thead> <tr> <th>評価項目番号</th> <th>平均点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>2</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>3</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>4</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>5</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>6</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>7</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>8</td><td>4.2</td></tr> <tr><td>9</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>10</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>11</td><td>4.2</td></tr> <tr><td>12</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>13</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>14</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>15</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>16</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>17</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>18</td><td>4.8</td></tr> <tr><td>19</td><td>4.0</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>* 1 : 合格ライン (4.0点)  * 2 : 条件付き (一部改善項目あり) 合格ライン (3.5点)  ※ 1～18は5点満点。19は10点満点のため1/2表示をした。  ※ 各評価項目の平均点が3.5点を下回った場合は指摘事項となる。  ※ 評価項目の評価基準の詳細は、別紙のとおり。</p> <p>(2) 評価項目1～19の総合得点 (合格は80.0点以上)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">委員評価平均点</td> <td>86.2点 (最高91点、最低82点)</td> </tr> <tr> <td>評価結果</td> <td>合格</td> </tr> </table> <p>(3) 高かった評価項目</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目番号</th> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>委員評価平均点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>利用者満足度 (アンケート)</td> <td>態度や言葉づかい、身だしなみ、説明などについての区民評価</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>利用者満足度 (アンケート)</td> <td>処理スピードに関する区民評価</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目番号	平均点	1	4.0	2	4.3	3	4.3	4	4.5	5	4.3	6	4.5	7	4.0	8	4.2	9	4.3	10	4.3	11	4.2	12	4.0	13	4.3	14	4.0	15	4.0	16	5.0	17	5.0	18	4.8	19	4.0	委員評価平均点	86.2点 (最高91点、最低82点)	評価結果	合格	項目番号	評価項目	評価基準	委員評価平均点	16	利用者満足度 (アンケート)	態度や言葉づかい、身だしなみ、説明などについての区民評価	5.0	17	利用者満足度 (アンケート)	処理スピードに関する区民評価	5.0
評価項目番号	平均点																																																								
1	4.0																																																								
2	4.3																																																								
3	4.3																																																								
4	4.5																																																								
5	4.3																																																								
6	4.5																																																								
7	4.0																																																								
8	4.2																																																								
9	4.3																																																								
10	4.3																																																								
11	4.2																																																								
12	4.0																																																								
13	4.3																																																								
14	4.0																																																								
15	4.0																																																								
16	5.0																																																								
17	5.0																																																								
18	4.8																																																								
19	4.0																																																								
委員評価平均点	86.2点 (最高91点、最低82点)																																																								
評価結果	合格																																																								
項目番号	評価項目	評価基準	委員評価平均点																																																						
16	利用者満足度 (アンケート)	態度や言葉づかい、身だしなみ、説明などについての区民評価	5.0																																																						
17	利用者満足度 (アンケート)	処理スピードに関する区民評価	5.0																																																						

(4) 低かった評価項目

項目番号	評価項目	評価基準	委員評価平均点
19	チャレンジポイント	事業者の創意工夫により、区民満足度向上のための取組みを行っている。	4.0

2 開催日時

令和元年11月5日(火) 午後1時30分～午後5時

3 委員構成 6名(外部委員4名、庁内委員2名)

外部委員を委員長、区民部長を副委員長とし、学識経験者(弁護士等)及び庁内関係管理職を委員とした。

4 評価項目と評価の考え方

評価項目は別紙のとおり、チャレンジポイントを含めて19項目、4点を基準とし各項目5段階で評価した。

5 評価委員会からの要望事項等

航空会社の外部講師による実践的な接客研修を行ったとのことだが、例えば受講者からのアンケート内容を分析するなどし、今後もより良い区民サービス向上が図られることを期待したい。

問題点  
今後の方針

評価委員会の評価結果は合格点であった。それぞれの各項目ごとの評価結果について受託事業者へ通知し、今後も現在のサービスレベルを維持し区民サービスの更なる向上を目指す。

別紙 各評価項目番号の評価基準

評価項目番号	評価基準	平均点
1	窓口における今年度8月末時点の平均待ち時間は、委託仕様書の業務水準（平成28年度：42秒）以下の状態にある。	4.0
2	各業務における成果物の納期管理を達成している。	4.3
3	個人情報保護及び情報セキュリティについて、法令等を遵守している。	4.3
4	守秘義務誓約書（受託者用・従事者用とも）を区に提出している。	4.5
5	従事者はUSB等の電子媒体の持出しと持込みをする都度、管理簿に記録している。業務責任者もしくは業務管理者は毎日の業務終了後、各業務で管理している媒体の所在を確認している。	4.3
6	業務上発生した紙文書はセキュリティBOXに一時保管し、区職員確認の上、職員に引き渡している。	4.5
7	現金管理については、ルールを定め、それに基づき取扱いを行っている（収納・庶務担当）。また、駐車券は係毎に管理簿をつけ、毎日枚数チェックしている。	4.0
8	セキュリティ及び業務の品質管理について内部監査を実施し、その結果を区に報告している。また、維持・改善に向けた提案を行なっている。	4.2
9	業務従事者に対して、セキュリティ研修を実施し、その結果を区に報告している。	4.3
10	労働基準法等の労働関係法令を遵守している。	4.3
11	業務報告書（月次）、業務実績報告書（日次・月次）、受託業務区分ごとの統計資料を成果物として区へ提出している。	4.2
12	業務従事者を一日及び契約期間を通じ業務に支障をきたすことのないよう確保し、業務を完遂している。	4.0
13	事業者は現場管理責任者を選任し、従事者の指揮監督や業務の進捗管理を行うと共に、発注者の監督員との主たる窓口となり、役割（業務全体のマネージメント等）を十分果たしている。	4.3
14	毎月の定例会で、業務処理等に関して生じた不具合やトラブルなどについて、原因の調査を行い、調査結果を報告するとともに再発防止及び業務改善を図っている。	4.0
15	受託事業者の経営状況からみた、安定性・信頼性	4.0
16	態度や言葉づかい、身だしなみ、説明などについての区民評価（7月アンケートQ16）	5.0
17	処理スピードに関する区民評価（7月アンケートQ4）	5.0
18	名札をお客様に見えるよう着用し、服装についても区の接客マニュアルを準拠している。	4.8
19	事業者の創意工夫により、区民満足度向上のための取組みを行なっている。	4.0

委員評価平均点	86.2点
---------	-------

# 区民委員会報告資料

令和元年12月6日

件名	住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価の再実施について
所管部課名	区民部戸籍住民課
内容	<p>特定個人情報保護評価は5年ごとに行う。については、平成27年の実施から5年を迎えるため、再評価を実施する。</p> <p>1 再評価の概要</p> <p>(1) 対象事務 住民基本台帳に関する事務</p> <p>(2) 主な評価項目</p> <p>ア 特定個人情報ファイルの記録項目</p> <p>イ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等</p> <p>(3) パブリックコメントの実施</p> <p>ア 期間 令和2年1月6日(月)～2月5日(水)</p> <p>イ 方法 あだち広報12月25日号及びホームページにおいて区民に周知し、所管課窓口、ホームページにて資料を閲覧に供する。意見については、書面にて所管課窓口へ持参、郵送、ファックス又は、ホームページの意見受付フォームにて入力されたものを受付ける。</p> <p>(4) 第三者点検の実施 評価書修正案及びパブリックコメント実施結果について、情報公開・個人情報保護審議会の小委員会が点検を実施</p> <p>2 評価書の公開 令和2年2月下旬を予定</p>
問題点 今後の方針	<p>1 評価書修正案に対する区民等の意見や、第三者点検の実施結果について検討し、評価書に反映させる。</p> <p>2 第三者点検終了後、国の「個人情報保護委員会」に提出する。</p>

<p>件 名</p>	<p>国民健康保険業務等委託評価委員会の評価結果について</p>																																																																					
<p>所管部課名</p>	<p>区民部国民健康保険課</p>																																																																					
<p>内 容</p>	<p>国民健康保険業務等委託について、評価委員会を開催したので下記のとおり結果を報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 結果 (1) 評価項目ごとの委員評価平均点</p> <div data-bbox="284 616 1455 1272" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; font-size: small;"> <caption>評価項目ごとの委員評価平均点</caption> <thead> <tr> <th>評価項目番号</th> <th>パーソルテンプスタッフ平均</th> <th>DACS平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>5.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>2</td><td>4.7</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>3</td><td>4.2</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>4</td><td>4.3</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>5</td><td>4.3</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>6</td><td>4.7</td><td>4.7</td></tr> <tr><td>7</td><td>4.2</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>8</td><td>4.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>9</td><td>4.2</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>10</td><td>4.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>11</td><td>4.2</td><td>4.2</td></tr> <tr><td>12</td><td>4.2</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>13</td><td>4.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>14</td><td>4.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>15</td><td>4.0</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>16</td><td>5.0</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>17</td><td>5.0</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>18</td><td>4.2</td><td>4.3</td></tr> <tr><td>19</td><td>4.2</td><td>4.2</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>* 1 : 合格ライン ( 4.0 点 )  * 2 : 条件付き ( 一部改善項目あり ) 合格ライン ( 3.5 点 )  1 ~ 18 は 5 点満点。 19 は 10 点満点のため 1 / 2 表示をした。  各評価項目の平均点が 3.5 点を下回った場合は指摘事項となる。  評価項目の評価基準の詳細は、別紙のとおり。</p> <p>(2) 評価項目 1 ~ 19 の総合得点 ( 合格は 80.0 点以上 )</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業者</th> <th style="width: 50%;">委員評価平均点</th> <th style="width: 30%;">評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パーソル テンプ スタッフ</td> <td>85.2 点 ( 最高 89 点 最低 82 点 )</td> <td>合 格</td> </tr> <tr> <td>DACS</td> <td>86.7 点 ( 最高 91 点 最低 84 点 )</td> <td>合 格</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目番号	パーソルテンプスタッフ平均	DACS平均	1	5.0	4.0	2	4.7	4.5	3	4.2	4.0	4	4.3	5.0	5	4.3	4.0	6	4.7	4.7	7	4.2	4.3	8	4.0	4.0	9	4.2	4.0	10	4.0	4.0	11	4.2	4.2	12	4.2	4.0	13	4.0	4.0	14	4.0	4.0	15	4.0	4.0	16	5.0	5.0	17	5.0	5.0	18	4.2	4.3	19	4.2	4.2	事業者	委員評価平均点	評価結果	パーソル テンプ スタッフ	85.2 点 ( 最高 89 点 最低 82 点 )	合 格	DACS	86.7 点 ( 最高 91 点 最低 84 点 )	合 格
評価項目番号	パーソルテンプスタッフ平均	DACS平均																																																																				
1	5.0	4.0																																																																				
2	4.7	4.5																																																																				
3	4.2	4.0																																																																				
4	4.3	5.0																																																																				
5	4.3	4.0																																																																				
6	4.7	4.7																																																																				
7	4.2	4.3																																																																				
8	4.0	4.0																																																																				
9	4.2	4.0																																																																				
10	4.0	4.0																																																																				
11	4.2	4.2																																																																				
12	4.2	4.0																																																																				
13	4.0	4.0																																																																				
14	4.0	4.0																																																																				
15	4.0	4.0																																																																				
16	5.0	5.0																																																																				
17	5.0	5.0																																																																				
18	4.2	4.3																																																																				
19	4.2	4.2																																																																				
事業者	委員評価平均点	評価結果																																																																				
パーソル テンプ スタッフ	85.2 点 ( 最高 89 点 最低 82 点 )	合 格																																																																				
DACS	86.7 点 ( 最高 91 点 最低 84 点 )	合 格																																																																				

(3) 高かった評価項目

事業者	項目番号	評価項目	評価基準	委員評価平均点
パーソル テンプ スタッフ	16	利用者満足度（アンケート）待遇	態度や言葉づかい、身だしなみ、説明などについての区民評価（9月アンケートQ1～3合計）	5.0
DACS	1	サービスレベル（窓口待ち時間）	窓口における今年度8月末時点の平均待ち時間は、委託仕様書の中で定めたモニタリング指標の基準である平成29年度の平均待ち時間以下である。	5.0

(4) 低かった評価項目

事業者	項目番号	評価項目	評価基準	委員評価平均点
パーソル テンプ スタッフ	9	セキュリティ教育	業務従事者に対して、セキュリティ研修を実施し、その結果を区に報告している。	4.0

セキュリティ教育について、1回目の研修は実施済みであるが、2回目の研修は12月から1月に実施予定のため、実施時期を早めるよう指摘があった。

DACSについては、特に議論はなく、最高得点で合格しているものの、4点台がいくつかあることから、区としては今後もさらに一層の品質向上を求めていく。

2 開催日時

令和元年11月5日（木）午後1時30分～午後5時

3 委員構成 6名（外部委員4名、庁内委員2名）

外部委員を委員長、区民部長を副委員長とし、学識経験者（弁護士等）及び庁内関係管理職を委員とした。

4 評価項目と評価の考え方

評価項目は別紙のとおり。チャレンジポイントを含めて19項目、4点を基準とし、各項目5段階で評価した。

5 評価委員会からの要望事項等

(1) パーソルテンプスタッフ

ア セキュリティ教育については、実施時期を早めること。

イ 身だしなみについて、合格点には達しているが、窓口でのマスク着用の可否において委員のなかで意見が分かれた。今後、窓口でのマスク着用に関する区民への周知方法も含め、対応を検討していくこと。

(2) DACS

要望事項は特になし。

問題点  
今後の方針

評価委員会の評価結果は合格点であった。各項目の評価結果については、受託事業者へ通知し、今後も区民サービスの更なる向上を目指していく。

別紙 各評価項目番号の評価基準

評価項目番号	評価基準	テンプ平均点	DACS平均点
1	窓口における今年度8月末時点の平均待ち時間は、委託仕様書の中で定めたモニタリング指標の基準である平成29年度（2017年度）の平均待ち時間以下の状態にある。	4.0	5.0
2	各業務における成果物の納期管理を達成している。	4.7	4.5
3	個人情報保護及び情報セキュリティについて、法令等を遵守している。	4.2	4.0
4	守秘義務誓約書（受託者用・従事者用とも）を区に提出している。	4.3	5.0
5	従事者はUSB等の電子媒体の持出しと持込みをする都度、管理簿に記録している。業務責任者もしくは業務管理者は毎日の業務終了後、各業務で管理している媒体の所在を確認している。	4.3	4.0
6	禁忌品を除き、業務上発生した紙文書は担当者が確認後、さらに業務責任者または業務管理者が再度確認した上、破棄している。	4.7	4.7
7	現金管理については、ルールを定め、それに基づき取扱いを行っている（収納・庶務担当）。また、郵券・駐車券は係毎に管理簿をつけ、毎日枚数チェックしている。	4.2	4.3
8	セキュリティ及び業務の品質管理について内部監査を実施し、その結果を区に報告している。また、維持・改善に向けた提案を行っている。	4.0	4.0
9	業務従事者に対して、セキュリティ研修を実施し、その結果を区に報告している。	4.0	4.2
10	労働基準法等の労働関係法令を遵守している。	4.0	4.0
11	業務報告書（月次）、業務実績報告書（日次・月次）、受託業務区分ごとの統計資料を成果物として区へ提出している。	4.2	4.2
12	業務従事者を一日及び契約期間を通じ業務に支障をきたすことのないよう確保し、業務を完遂している。	4.2	4.2
13	事業者は、業務統括責任者、業務責任者を選任し、従事者の指揮監督や業務の進捗管理を行うと共に、発注者の監督員との主たる窓口となり、役割（業務全体のマネジメント等）を十分果たしている。	4.0	4.0
14	毎月の定例会で、業務処理等に関して生じた不具合やトラブルなどについて、原因の調査を行い、調査結果を報告するとともに再発防止及び業務改善を図っている。	4.0	4.0
15	受託事業者の経営状況からみた、安定性・信頼性	4.0	4.0
16	態度や言葉づかい、身だしなみ、説明などについての区民評価（9月アンケートQ1～Q3合計）	5.0	5.0
17	処理スピードに関する区民評価（9月アンケートQ4）	5.0	5.0
18	名札をお客様に見えるよう着用し、服装についても区の接客マニュアルを準拠している。	4.2	4.3
19	事業者の創意工夫により、区民満足度向上のための取組みを行っている。	4.2	4.2

	パーソルテンプスタッフ	DACS
委員評価平均点	85.2点	86.7点



# 区民委員会報告資料

令和元年12月6日

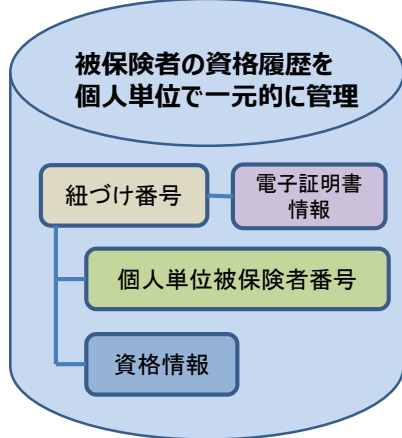
件名	オンライン資格確認に伴う特定個人情報保護評価の再実施について
所管部課名	区民部国民健康保険課
内容	<p>令和2年度から、全国の保険医療機関等でマイナンバーカードまたは保険証を提示すると、健康保険の資格情報がオンラインで確認できるようになる（別紙左上「新規取組」の点線で囲まれた中）。医療保険者等向け中間サーバーに、新たにマイナンバーを連携することとなるため、リスク対策等について厚生労働省が示すとおり特定個人情報保護評価書を変更し、再評価を実施する。</p> <p>1 再評価の概要</p> <p>(1) 対象事務 国民健康保険に関する事務</p> <p>(2) 主な変更予定箇所 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>(3) パブリックコメントの実施</p> <p>ア 時期 厚生労働省からひな型が提示され次第、速やかに実施する。</p> <p>イ 方法 あだち広報及びホームページにおいて区民に周知し、所管課窓口、ホームページにて資料を閲覧に供する。意見については、書面にて所管課窓口へ持参、郵送、ファックス又は、ホームページの意見受付フォームにて入力されたものを受付ける。</p> <p>(4) 第三者点検の実施 評価書修正案及びパブリックコメント実施結果について、情報公開・個人情報保護審議会の小委員会が点検を実施</p> <p>2 評価書の公開 年度内を予定</p>
問題点 今後の方針	<p>1 評価書修正案に対する区民等の意見や、第三者点検の実施結果について検討し、評価書に反映させる。</p> <p>2 第三者点検終了後、国の「個人情報保護委員会」に提出する。</p>

# オンライン資格確認(概要)

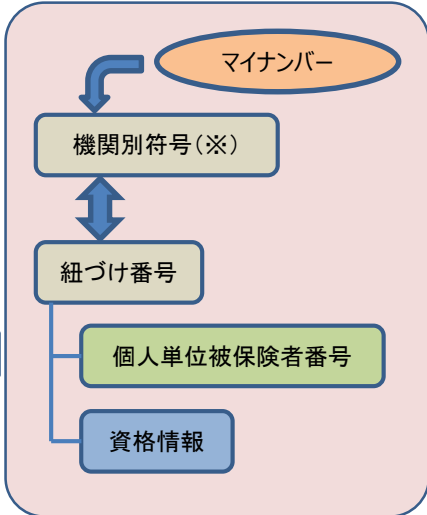
新規取組

支払基金・国保中央会

オンライン資格確認等システム

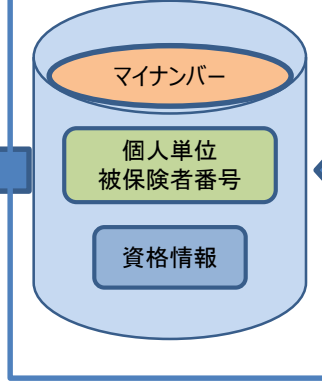


医療保険者等向け中間サーバー

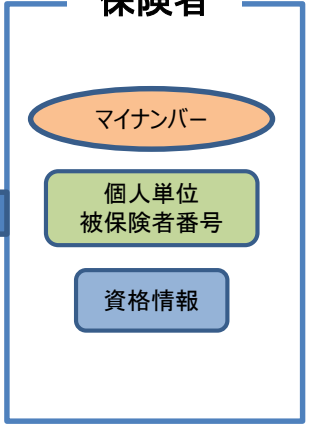


国保連

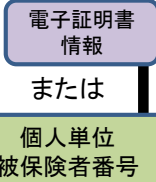
国保情報集約システム



保険者



②



③



氏名、生年月日、  
性別、保険者名、  
資格取得・喪失日、  
負担割合等

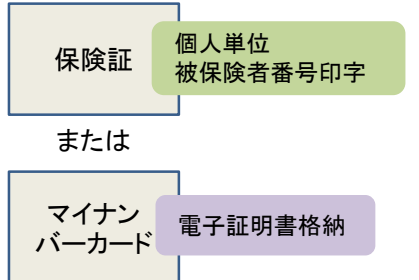
## オンラインで資格確認

保険医療機関・保険薬局



①

提示



区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年12月6日

件 名	国保財政健全化計画の進捗について																																
所管部課名	区民部国民健康保険課																																
内 容	<p>国保財政健全化計画とは、国が都道府県及び市区町村に対して、国保財政の赤字補てんを目的とした一般会計からの繰入金金を削減するための計画策定を求めたものである。</p> <p>足立区は平成30年3月に東京都へ国保財政健全化計画書を提出し、令和元年9月に国保財政健全化計画実施状況報告書を提出した。</p> <p>については、以下のとおり、国保財政健全化計画の進捗を報告する。</p> <p>1 赤字削減・解消のための基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料の収納率向上</li> <li>・ 特別区独自の保険料激変緩和の毎年1%引き上げ</li> <li>・ 医療費の適正化</li> </ul> <p>2 赤字削減予定額（平成30年度から令和5年度までの6年間） <b>12億6百万円</b></p> <p>3 当初計画上の削減予定額及び平成30年度実績</p> <p>・当初計画上の削減予定額 (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="395 1223 1366 1357"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削減 予定額</td> <td>0</td> <td>232</td> <td>236</td> <td>241</td> <td>246</td> <td>251</td> <td>1,206</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・実績値（元年度以降は見込み） (百万円)</p> <table border="1" data-bbox="395 1447 1366 1581"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削減 予定額</td> <td>325</td> <td>232</td> <td>236</td> <td>241</td> <td>246</td> <td>251</td> <td>1,531</td> </tr> </tbody> </table> <p>当初計画では、30年度の目標値は0百万円であったが、保険料収納率の上昇等による増収により、<b>約3億2千5百万円の赤字削減を達成</b>した。2年度以降の削減予定額については、必要に応じて見直していく。</p> <p>4 国保財政健全化計画の公表（東京都）</p> <p>令和2年3月を目途に、東京都が各市区町村の国保財政健全化計画を取りまとめ、公表する方針を示した。公表内容については、今後、各市区町村と協議するとのこと。</p>	年度	30	元	2	3	4	5	合計	削減 予定額	0	232	236	241	246	251	1,206	年度	30	元	2	3	4	5	合計	削減 予定額	325	232	236	241	246	251	1,531
年度	30	元	2	3	4	5	合計																										
削減 予定額	0	232	236	241	246	251	1,206																										
年度	30	元	2	3	4	5	合計																										
削減 予定額	325	232	236	241	246	251	1,531																										
問 題 点 今後の方針	<p>平成30年度は、保険料収納率の対前年度5.15%上昇（65.81%→70.96%）等により、約3億2千5百万円の赤字削減を達成した。</p> <p>令和元年度以降も収納率向上等に努めることにより、6年間での赤字削減額を達成する見込みである。</p>																																

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年12月6日

件 名	後期高齢者医療保険料率の改定「算定案」について																																		
所管部課名	区民部高齢医療・年金課																																		
内 容	<p>後期高齢者医療制度の保険料率は、2年毎に改定することとされており、東京都後期高齢者医療広域連合が令和2・3年度の保険料率の算定を進めている。令和元年12月に示された「算定案」は下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 保険料率の検討内容                  (1) 現行の保険料との比較（収入による年間保険料額の比較は別紙1参照）</p> <table border="1" data-bbox="395 909 1382 1301"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現行の保険料</th> <th colspan="2">令和2・3年度改定算定案</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>現行との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割額</td> <td>43,300円</td> <td>44,200円</td> <td>+900円</td> </tr> <tr> <td>所得割率</td> <td>8.80%</td> <td>8.81%</td> <td>+0.01 ポイント</td> </tr> <tr> <td>一人当たり 平均額</td> <td>97,127円</td> <td>101,254円</td> <td>+4,127円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保険料算定のための基礎数値（別紙2参照）</p> <table border="1" data-bbox="375 1438 1444 1868"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者数 (前年度比)</td> <td>1,572,000人 (+3.08%)</td> <td>1,597,000人 (+1.59%)</td> <td>1,609,000人 (+0.75%)</td> </tr> <tr> <td>医療給付費 (前年度比)</td> <td>1,345,023,869千円 (+3.91%)</td> <td>1,370,922,292千円 (+1.93%)</td> <td>1,385,780,212千円 (+1.08%)</td> </tr> <tr> <td>一人当たり 医療給付費 (前年度比)</td> <td>855,613円 (+0.81%)</td> <td>858,436円 (+0.33%)</td> <td>861,268円 (+0.33%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 被保険者数は推計値。                  ※ 医療給付費の令和元年度は実績見込み値、令和2・3年度は推計値。</p>		現行の保険料	令和2・3年度改定算定案		金額	現行との差	均等割額	43,300円	44,200円	+900円	所得割率	8.80%	8.81%	+0.01 ポイント	一人当たり 平均額	97,127円	101,254円	+4,127円		令和元年度	令和2年度	令和3年度	被保険者数 (前年度比)	1,572,000人 (+3.08%)	1,597,000人 (+1.59%)	1,609,000人 (+0.75%)	医療給付費 (前年度比)	1,345,023,869千円 (+3.91%)	1,370,922,292千円 (+1.93%)	1,385,780,212千円 (+1.08%)	一人当たり 医療給付費 (前年度比)	855,613円 (+0.81%)	858,436円 (+0.33%)	861,268円 (+0.33%)
	現行の保険料			令和2・3年度改定算定案																															
		金額	現行との差																																
均等割額	43,300円	44,200円	+900円																																
所得割率	8.80%	8.81%	+0.01 ポイント																																
一人当たり 平均額	97,127円	101,254円	+4,127円																																
	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																
被保険者数 (前年度比)	1,572,000人 (+3.08%)	1,597,000人 (+1.59%)	1,609,000人 (+0.75%)																																
医療給付費 (前年度比)	1,345,023,869千円 (+3.91%)	1,370,922,292千円 (+1.93%)	1,385,780,212千円 (+1.08%)																																
一人当たり 医療給付費 (前年度比)	855,613円 (+0.81%)	858,436円 (+0.33%)	861,268円 (+0.33%)																																

	<p>(3) 都広域連合独自の保険料抑制対策(ア、イ合計：2年間で約215億円)  ア、イの費用を各区市町村が負担する。足立区は年間約5億円(前年度比約6千万円増)の負担の見込み。  この対策により年間保険料を約6,000円抑制。</p> <p>ア 特別対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 葬祭費 (82億円)</li> <li>・ 審査支払手数料 (66億円)</li> <li>・ 保険料未収金補填 (63億円)</li> </ul> <p>イ 低所得者の所得割額軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得者の所得割を50%、25%軽減 (4億円)</li> </ul> <p>(4) 今後の検討で想定される保険料の主な増減要因</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一人当たり医療給付費の伸び。</li> <li>② 診療報酬の改定。</li> <li>③ 国からの通知による各種係数等の変更。</li> </ol> <p>2 今後の主な予定  特別対策の実施には広域連合の規約改正が別途必要である。</p> <p>スケジュール</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">令和2年1月</td> <td>広域連合より保険料率最終案の提示</td> </tr> <tr> <td>1月下旬</td> <td>広域連合議会における保険料率の議決</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>規約改正について区議会へ上程</td> </tr> </table>	令和2年1月	広域連合より保険料率最終案の提示	1月下旬	広域連合議会における保険料率の議決	2月	規約改正について区議会へ上程
令和2年1月	広域連合より保険料率最終案の提示						
1月下旬	広域連合議会における保険料率の議決						
2月	規約改正について区議会へ上程						
<p>問題点  今後の方針</p>	<p>広域連合による今後の保険料算定の動向を注視し、必要な手続きについて速やかに進めていく。</p>						

## 年間保険料額比較（年金のみ単身者）

公的年金 収入額	R元年度 保険料額	R2年度		
		保険料額	増加額	増加率
80万円	8,600円	13,200円	4,600円	53.5% (※)
100万円	6,400円	9,900円	3,500円	54.7% (※)
168万円	13,000円	16,500円	3,500円	26.9% (※)
173万円	34,800円	35,300円	500円	1.4%
196万円	59,400円	59,900円	500円	0.8%
219万円	92,700円	93,500円	800円	0.9%
240万円	119,800円	120,800円	1,000円	0.8%
500万円	319,100円	320,300円	1,200円	0.4%
820万円	562,900円	564,400円	1,500円	0.3%
889万円	620,000円	620,000円	0円	0%

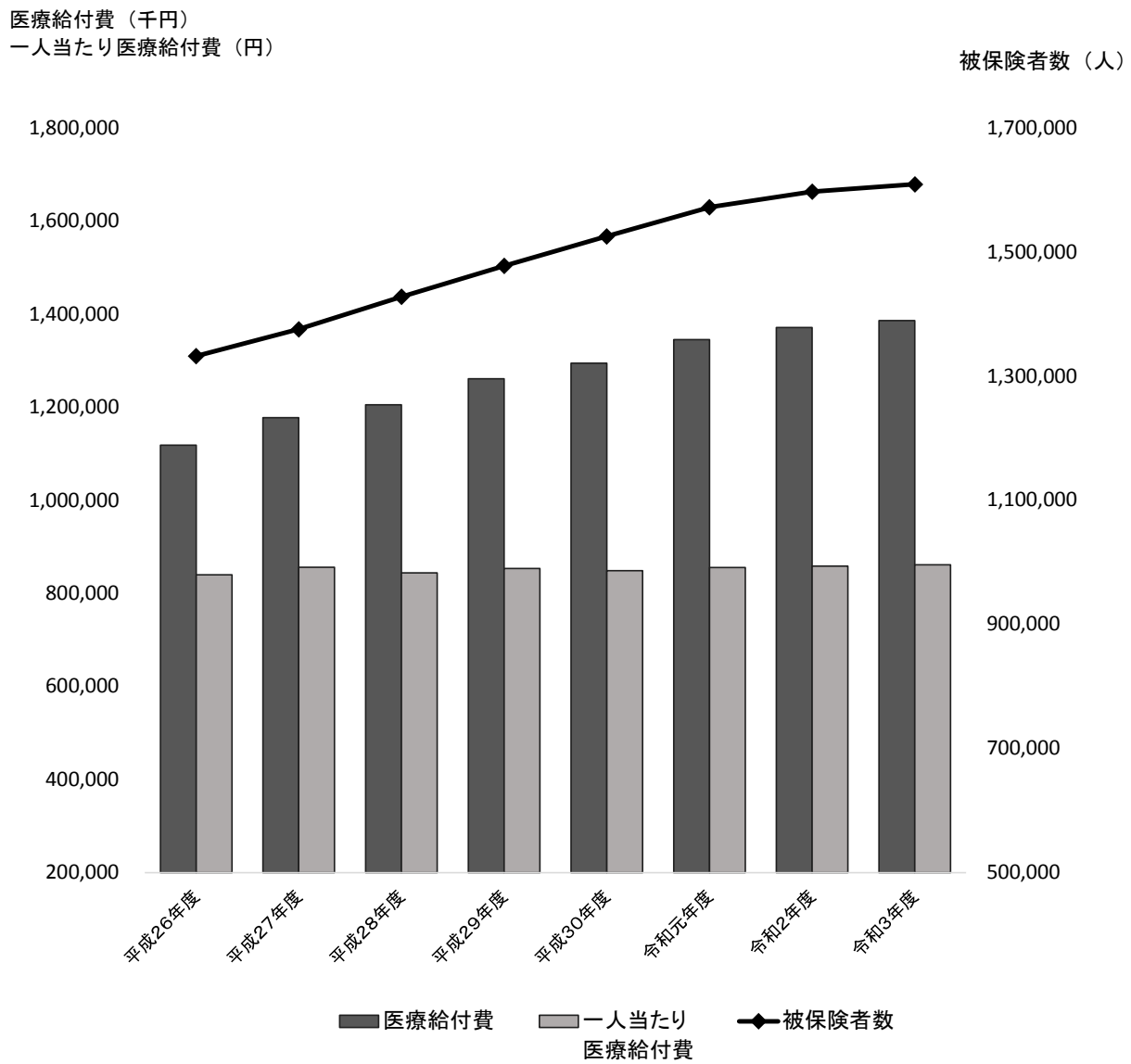


保険料の賦課限度額

※ 軽減特例の廃止により、令和元～2年度は低所得者で均等割に逆転現象が生じる。

年金収入	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
80万円以下	9割軽減	8割軽減	7割軽減	7割軽減
168万円以下	8.5割軽減	8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減

被保険者数、医療給付費の推移



※ 令和元年度の被保険者数は推計値、他2つは実績見込み。  
令和2年度以降はいずれも推計値。

# 区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年12月6日

件 名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について
所管部課名	区民部高齢医療・年金課
内 容	<p>令和元年5月15日に、高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施に関する規定を盛り込んだ健康保険法等改正法が成立し、区市町村による事業を実施するよう方針が示された。</p> <p>その中で、本年10月16日、厚労省から具体的な事業実施に向けた「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン 第2版」が示され、区は令和2年度の実施に向け、庁内関係所管により検討を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区市町村における実施のイメージ（別紙1～3参照） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者一人ひとりの医療、介護の情報を一括把握</li> <li>・ 地域の高齢者の健康課題を整理・分析</li> <li>・ 医療専門職による高齢者に対する個別的支援及び通いの場等への積極的な関与（フレイル対策を視野に入れた取り組みの実施）</li> <li>・ 医療関係団体等との連絡調整（特に三師会の協力を得つつ事業を進める）</li> </ul> </li> <li>2 実施方法 <p>後期高齢者医療制度の保険者である広域連合が、事業を区市町村に委託し、委託を受けた区市町村は医療専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士）がコーディネートし事業を実施する。</p> </li> <li>3 事業経費 <p>広域連合から区市町村へ委託事業費が交付される。それに対して国から広域連合へ特別調整交付金が交付される。</p> </li> </ol>
問 題 点 今後の方針	進捗状況については、今後も逐次、報告していく。



# 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）

## 市町村が一体的に実施

④多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続。

国保中央会・国保連が、分析マニュアル作成・市町村職員への研修等を実施

### 医療・介護データ解析

- ②高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
- ③地域の健康課題を整理・分析



①事業全体のコーディネートやデータ分析・通いの場への積極的関与等を行うため、市町村が、地域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職を配置

経費は広域連合が交付（保険料財源＋特別調整交付金）

### 保健事業

⑤国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続

疾病予防・重症化予防

⑥社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組へ

⑦医療専門職が、通いの場等にも積極的に関与

⑩市民自らが担い手となって、積極的に参画する機会の充実

### 介護予防の事業等

生活機能の改善

⑨民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

### かかりつけ医等

⑧通いの場への参加勧奨や、事業内容全体等への助言を実施

⑪通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、  
 ・通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。  
 ・ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。  
 ・フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。

高齢者  
 ※フレイルのおそれのある高齢者全体を支援

## 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（スキーム図）

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。

＜市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施＞

### 国（厚生労働省）

- 保健事業の指針において、一体的実施の方向性を明示。(法)
- 具体的な支援メニューをガイドライン等で提示。
- 特別調整交付金の交付、先進事例に係る支援。

### 広域連合

- 広域計画に、広域連合と市町村の連携内容を規定。(法)
- データヘルス計画に、事業の方向性を整理。
- 専門職の人件費等の費用を交付。

委託 (法)

### 市町村

- 一体的実施に係る事業の基本的な方針を作成。(法)
- 市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施。(法)  
(例) データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への参画、支援メニューの改善 等
- 広域連合に被保険者の医療情報等の提供を求めることができる。(法)
- 地域ケア会議等も活用。

必要な援助

都道府県への  
報告・相談

都道府県  
(保健所含む)

- 事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価 等

国保中央会  
国保連合会

- データ分析手法の研修・支援、実施状況等の分析・評価 等 (法)

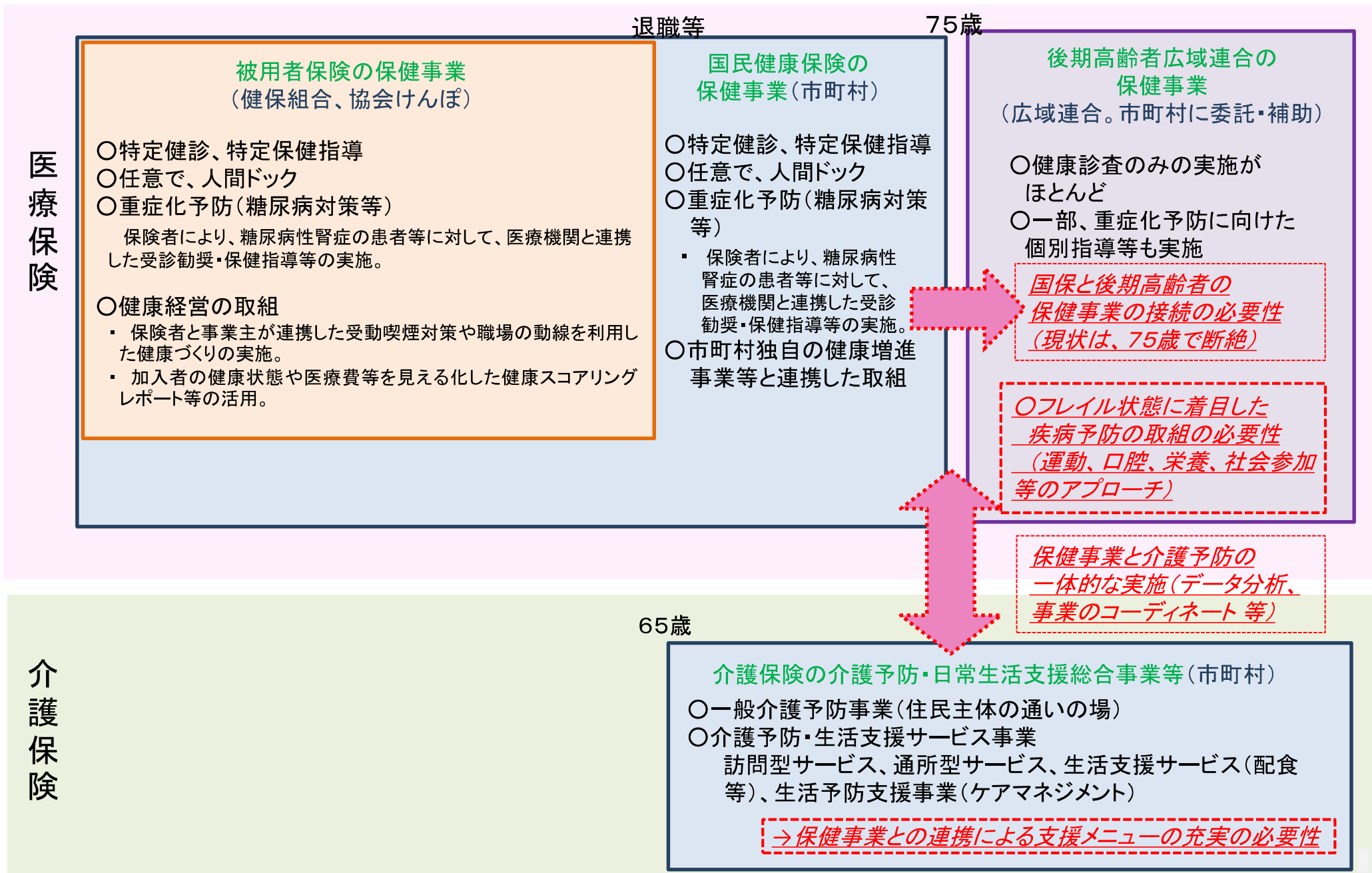
三師会等の  
医療関係団体

- 取組全体への助言、かかりつけ医等との連携強化 等

事業の一部を民間機関に委託できる。(法)  
(市町村は事業の実施状況を把握、検証)

※ (法) は法改正事項

# 保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)



区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和元年12月6日

件 名	平成30年度東京都後期高齢者医療広域連合決算について																										
所管部課名	区民部高齢医療・年金課																										
内 容	<p>東京都後期高齢者医療広域連合の平成30年度決算の概要を報告する。 なお、決算に係る基礎数値は下表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">[決算関係基礎数値] <span style="float: right;">3月31日現在</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">広域連合</th> <th colspan="2">足立区</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>前年度増減</th> <th>人数</th> <th>前年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者数</td> <td style="text-align: center;">1,551,031人</td> <td style="text-align: center;">50,925 3.4%増</td> <td style="text-align: center;">84,133人</td> <td style="text-align: center;">3,085 3.8%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 一般会計歳入歳出決算 (内訳は別紙1) (下段は平成29年度) <span style="float: right;">単位:千円</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>歳入決算額</th> <th>歳出決算額</th> <th>歳入歳出差引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6,932,564 (5,409,430) 28.2%増</td> <td style="text-align: center;">6,850,285 (5,339,345) 28.3%増</td> <td style="text-align: center;">82,279 (70,085) 17.4%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 歳入歳出差引額82,279千円は、翌年度に繰り越している。</p> <p>※ 数値については、原則として表示単位未満を四捨五入し、一部端数の調整をしています(以下同じ)。</p> <p>(1) 足立区の負担額 分担金及び負担金(区市町村事務費負担金) 4,376,987千円 ※ 足立区の負担額231,547千円(前年度比8,450千円、3.8%増)</p> <p>2 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 (内訳は別紙2) (下段は平成29年度) <span style="float: right;">単位:千円</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>歳入決算額</th> <th>歳出決算額</th> <th>歳入歳出差引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,385,860,958 (1,349,818,929) 2.7%増</td> <td style="text-align: center;">1,346,245,560 (1,314,492,946) 2.4%増</td> <td style="text-align: center;">39,615,398 (35,325,983) 12.1%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 歳入歳出差引額39,615,398千円は、翌年度に繰り越している。</p> <p>(1) 足立区の負担額 区市町村支出金(保険料等・療養給付負担金) 276,941,000千円 ※ 足立区の負担額13,605,376千円(前年度比872,061千円、6.8%増) ※ 前年度比が6.8%増と被保険者数の増減率に比べ大きく保険料収入を増やすことができたので、広域連合へ多く収めることができた。</p>		広域連合		足立区		人数	前年度増減	人数	前年度増減	被保険者数	1,551,031人	50,925 3.4%増	84,133人	3,085 3.8%増	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	6,932,564 (5,409,430) 28.2%増	6,850,285 (5,339,345) 28.3%増	82,279 (70,085) 17.4%増	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	1,385,860,958 (1,349,818,929) 2.7%増	1,346,245,560 (1,314,492,946) 2.4%増	39,615,398 (35,325,983) 12.1%増
	広域連合		足立区																								
	人数	前年度増減	人数	前年度増減																							
被保険者数	1,551,031人	50,925 3.4%増	84,133人	3,085 3.8%増																							
歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額																									
6,932,564 (5,409,430) 28.2%増	6,850,285 (5,339,345) 28.3%増	82,279 (70,085) 17.4%増																									
歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額																									
1,385,860,958 (1,349,818,929) 2.7%増	1,346,245,560 (1,314,492,946) 2.4%増	39,615,398 (35,325,983) 12.1%増																									

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<p>3 平成30年度の主要施策</p> <p>(1) 保険給付と医療費の適正化</p> <p>ア レセプト点検について  広域連合の再審査等による効果額  190,688件、11,729,552千円（前年度比510件、688,874千円増）  ※ 足立区の再審査等による効果額  8,688件、654,460千円（前年度比707件、71,694千円増）</p> <p>イ ジェネリック医薬品差額通知について  広域連合の発送件数、一月当たり軽減効果額  594,674件、551,681千円（前年度比45,239件、94,094千円増）  ※ 足立区の発送件数、一月当たり軽減効果額  29,922件、32,387千円（前年度比1,733件、296千円増）</p> <p>(2) 保険料等の軽減対策  国の低所得者等対策として、保険料の均等割額の軽減を実施、併せて、広域連合独自に所得割額の軽減措置上乗せ（50%又は25%）を実施し、被保険者の保険料負担の軽減を図った。  広域連合の対象者、軽減額  延968,925人、金額は28,098,291千円  （前年度比56,075人減、548,253千円増）  ※ 足立区の対象者、軽減額  約延64,000人、1,700,000千円  （前年度比1,000人減、100,000千円増）</p> <p>(3) 健康診査事業の推進  後期高齢者の健康診査を、区市町村に事業を委託して実施。受診率は全体では52.19%（前年度52.90%）、足立区では52.84%（前年度54.37%）と、わずかながら都全体を上回った。  足立区においても受診率が減少傾向のため、今年度から未受診者への再度の勧奨通知の発送を行っていく。</p>
<p>問題点  今後の方針</p>	<p>後期高齢者医療制度については、今後、被保険者数の増等により医療給付費のさらなる増加が見込まれている。保険者である広域連合による医療費適正化策に協力していくなど、連携を強めていく。</p>

## 平成30年度東京都後期高齢者医療広域連合決算 各会計内訳

## 1 一般会計決算額内訳【歳入】

単位:千円

項目	H30 年度決算	H29 年度決算	差額・増減率	主な増減要因
分担金及び負担金（区市町村事務費負担金）	4,376,987	4,228,280	148,707 3.5%	高額療養費制度改正、被保険者証一斉更新による事務費の増
財産収入（基金運用に伴う利子収入）	20	19	1 5.3%	
繰越金（前年度からの繰越金）	70,085	76,485	6,400 8.4%	
諸収入（預金利子等）	21	30	9 30.0%	
繰入金（基金・特別会計からの繰入金）	2,485,375	1,104,540	1,380,835 125.0%	システム機器更改による事務費の増
寄附金（一般寄附金）	76	76	0 0.0%	
合計	6,932,564	5,409,430	1,523,134 28.2%	

## 2 一般会計決算額内訳【歳出】

単位:千円

項目	H30 年度決算	H29 年度決算	差額・増減率	主な増減要因
議会費（議員報酬・需用費等）	1,938	2,442	504 20.6%	
総務費（一般管理費等）	540,295	463,547	76,748 16.6%	
民生費（特別会計への繰出金）	5,332,572	4,072,311	1,260,261 30.9%	システム機器更改、高額療養費制度改正、被保険者証一斉更新による特別会計の事務費の増
諸支出金（基金への積立金）	975,480	801,045	174,435 21.8%	
合計	6,850,285	5,339,345	1,510,940 28.3%	

広域連合では、後期高齢者医療特別会計へ繰り出す際に、予算科目として民生費に計上している。

## 3 特別会計決算額内訳【歳入】

単位:千円

項目	H30 年度決算	H29 年度決算	差額・増減率	主な増減要因
区市町村支出金（保険料・療養給付負担金）	276,941,000	264,545,587	12,395,413 4.7%	被保険者数・一人当たり保険料額の増加に伴う保険料の増及び被保険者数の増加に伴う療養給付費の増
国庫支出金（療養給付費・財調交付金等）	375,448,261	365,249,396	10,198,865 2.8%	被保険者の増加に伴う療養給付費の増
都支出金（療養給付費・高額医療費負担金）	105,041,002	101,551,471	3,489,531 3.4%	被保険者の増加に伴う療養給付費の増
支払基金交付金（後期高齢者交付金）	577,407,808	563,987,403	13,420,405 2.4%	被保険者の増加に伴う療養給付費の増
特別高額医療費共同事業交付金	462,435	416,203	46,232 11.1%	
財産収入（基金利子）	201	1,188	987 83.1%	
繰入金（一般会計・基金からの繰入）	13,582,252	9,982,668	3,599,584 36.1%	
繰越金（前年度からの繰越金）	35,325,983	42,653,023	7,327,040 17.2%	
諸収入（第三者納付金等）	1,652,016	1,431,990	220,026 15.4%	
合計	1,385,860,958	1,349,818,929	36,042,029 2.7%	

## 4 特別会計決算額内訳【歳出】

単位:千円

項目	H30 年度決算	H29 年度決算	差額・増減率	主な増減要因
総務費（一般管理費等）	4,522,759	3,497,790	1,024,969 29.3%	
保険給付費（療養給付等）	1,301,490,139	1,267,604,242	33,885,897 2.7%	被保険者の増加に伴う療養給付費の増
特別高額医療費共同事業拠出金	465,646	409,603	56,043 13.7%	
保健事業費（区市町村への健診委託等）	5,032,560	4,868,073	164,487 3.4%	
基金積立金	11,654,022	12,273,958	619,936 5.1%	
諸支出金（国・都・区市町村への返還、一般会計への繰出金）	23,080,434	25,839,280	2,758,846 10.7%	
合計	1,346,245,560	1,314,492,946	31,752,614 2.4%	